

第一百一回 参議院環境特別委員会會議録第六号

昭和五十九年四月二十五日(水曜日)

午前十時三分開会

委員の異動

四月二十四日

中村 統一君

石本 茂君

四月二十五日

補欠選任

伊藤 郁男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

國務大臣

國務大臣 (環境庁長官)

政府委員

内閣法制局第一部長

環境庁長官官房長

環境庁企画調整局長

環境庁環境保健部長

環境庁水質保全局長

法務省民事局長

常任委員会専門員

厚生省環境衛生局食品衛生課長

厚生省医務局長

農林水産省農蚕園芸局果樹花き課長

水産庁振興部沿岸課長

通商産業省基礎産業局基礎化学品課長

海上保安庁警備救難部警備第一課長

自治省財政局調整室長

上田 稔君

前田 正道君

加藤 陸美君

正田 泰次君

長谷川 慧重君

佐竹 五六君

枇杷田 泰助君

桐澤 猛君

玉木 武君

古川 貞二郎君

武政 邦夫君

入澤 肇君

高島 章君

吉田 孝雄君

前川 尚美君

本日の会議に付した案件

○水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(樺山篤君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨二十四日、中村統一君が委員を辞任され、その補欠として伊藤郁男君が選任されました。

○委員長(樺山篤君) 前日に引き続き、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○丸谷金保君 前回答弁で明らかにならなかった問題から入りたいと思うんですが、自治省にお伺いいたしますけれども、チツソに貸し付けてある県債ですね、これはどういう性質の起債でござい

ますか。

○説明員(前川尚美君) 現在チツソに係る金融支援という事で熊本県に対して許可をいたしておりますが、地方債は、一般単独事業債ということになります。

○丸谷金保君 全額一般単独ですか。

○説明員(前川尚美君) 全額一般単独事業債でございます。

○丸谷金保君 この間の答弁で、六〇%は国の財政資金で賄って、四〇%は地元の各関係金融機関等で賄っているというので、そうすればその分は緑故債じゃないかと思つたんですが、それは地元でというのはどういうことなんでしょうか。

○説明員(前川尚美君) 地方債の種類といたしましては一般単独事業債ということになります。が、この地方債に引き当てます資金といたしましては、今先生御指摘のように許可額の六割が政府資金、それからその余が緑故資金という区分になっております。

○丸谷金保君 いわゆる緑故債と言われているものだと理解してよろしいでしょうか。

○説明員(前川尚美君) まあいわゆる緑故債、緑故資金を利用する地方債という意味で緑故債ということになります。

○丸谷金保君 公営企業等に許可する緑故債とは違つて、その場合にはそうすると二百億ですか、言われているのは、それが全部その償還の元利については基準財政需要額でもって見込んでおるわけですね。

○説明員(前川尚美君) この金融支援債につきましては、熊本県に対して地方債を許可することといたしました経緯等々にかんがみまして、地方交付税の算定上の基準財政需要額には算入しないことといたしております。

○丸谷金保君 チツソに貸し付けておるのもちろん利息をもらつておるのだと思つても、これも、これは地方債の金利がチツソから入つておりますか。

○説明員(前川尚美君) この地方債を許可するに当たりまして、今私ども基本的には、この金融債といえども、本来チツソがいわゆる汚染者費用負担の原則にのつて負担すべきものでござい

ます。それを患者救済の立場から熊本県の県債という形をかりて資金を調達するという事になって

おります関係上、この熊本県債の元利償還費、これはすべてチツソから償還期ごとに徴収をするという事になっておりました、今日までこの

計画どおり参つておると承知いたしております。

○丸谷金保君 そうすると、チツソから熊本県に対しては地方債の金利分は毎年きちんと入つて

いるというふうには理解していいんですか。

○説明員(前川尚美君) 私どもはそのように承知をいたしております。

○丸谷金保君 昨年五月の閣議で、できるだけ

分の熊本県に対して応援をするということになつて

いるんですが、大臣にお伺いしますけれども、

今聞きますと、地方債は緑故債なので交付税の対

象外でございまして、

交付税の対象外でございまして、

交付税の対象外でございまして、

交付税の対象外でございまして、

交付税の対象外でございまして、

交付税の対象外でございまして、

交付税の対象外でございまして、

交付税の対象外でございまして、

交付税の対象外でございまして、

交付税の対象外でございまして、

交付税の対象外でございまして、

交付税の対象外でございまして、

交付税の対象外でございまして、

交付税の対象外でございまして、

交付税の対象外でございまして、

交付税の対象外でございまして、

交付税の対象外でございまして、

交付税の対象外でございまして、

交付税の対象外でございまして、

交付税の対象外でございまして、

交付税の対象外でございまして、

交付税の対象外でございまして、

交付税の対象外でございまして、

省ですか。

○政府委員 批田田助君 五十一年十二月の熊本地裁の判決で、水俣病認定の申請に対する不作為の違法確認の判決が出ておりますが、これは当該事案の対象になりました方々の申請に対する判断でございます。何年になったらということも判決の中にもうたわれておられないようでありまして、個々の事案について判断されるべきこととございまして、裁判所が具体的な事案に即した期間を考へて、そして違法であるかどうかということとを判断される事柄であろうと思ひます。

○丸谷金保君 これは、行政事件訴訟法の三十七條、三十八條を踏まえて三十三條に援用されておりますが、この三十三條で、判決の拘束、「拘束する」とありますね、この拘束の法律効果、これはどういふものなんでしょうか。

○政府委員 批田田助君 三十三條の一項の規定は、これはいわゆる取り消し訴訟についての判決の拘束力について規定をいたしたものでございまして、この取り消し訴訟の場合には、その取り消しによって申請の状態に戻ってくるわけでございますが、要するに、その判決で示されました事実認定及びそれについての判断が行政庁を拘束する。同じような理由で、行政処分や裁決をしてはいけないという意味で拘束するというのが中心の規定でございます。

これが三十七條、三十八條の關係で不作為の違法確認の訴えについて準用されておりますが、言葉の性質上、判断、要するに行政処分の実質的な判断についての要素はこの不作為の違法確認の場合にはございませぬので、不作為の状態が違法であるということについては、当該行政庁及び関係行政庁について違法でないことはいわば主張させない、そういうことではないと。したがって、なるべく早くその申請に対する処分をなすべきであるというように申請が拘束されるという意味内容になるかと思ひます。

○丸谷金保君 取り消し訴訟ですと、原状回復すればいいんですから、判決が出ると原状回復がで

きますから法律効果というのはいくら目に見えますかね。しかし、この場合には不作為を違法とするんで、そのまま不作為状態が続いた場合にはどうなります。承りましたというだけで不作為が続いていった場合に一体どういふことになるんですか。

○政府委員 批田田助君 これは行政庁の違法状態が継続するわけでありまして、ますます違法の度合いが強まるということが客観的に言われようかと思ひますが、裁判所といたしまして、三権分立の關係で行政権に對しましてそれ以上のことは言えないわけで、要するに、違法であるということとを判決によって示すことによつて、あとは行政庁が自己の責任において行政処分を速やかにするということが期待されるべきだということになるのではないかと思ひます。

○丸谷金保君 そうすると、この三十三條の拘束というこの法律効果は期待権ですか。

○政府委員 批田田助君 この準用の關係で必ずしもはつきりしない面がございませぬけれども、期待権というよりは、やはり拘束は拘束でございます。まして、当該行政庁は違法であるということとを裁判所によつて判決されたわけでございますので、それは違法であるということ、行政庁はもとはや、これは適法なんだ、まだいいんだということとを言うことは許せぬという意味では拘束力を持つてゐると思ひます。

○丸谷金保君 国会の定数問題なんかの場合ですと、違法という判決が出て、それでも現状を直さないで選挙をやれば今度は無効訴訟というふうなことが、これは勝つか負けるかとはかくとして、あり得ますね。違法ということとを踏まえて不作為の状態が定数は正というふうなことに踏み切らなければそういう問題が出てくるわけですか。

法律効果が出てくるわけですか。

もともとこの三十三條というの、おっしゃいましたように取り消し処分を不当としてのものですから、原状回復ということなわけですが、準用規定がある以上、不作為の違法についてもこれは

かぶつてゐると思ふんです。その拘束ということが行政庁に対しては——行政庁は当然その判決を重視して迅速に不作為の違法状態を直さなければならぬ義務があると、こういうふうなことですか、そうすると。

○政府委員 批田田助君 当該訴訟の対象になりました事件につきましては、まさにそういう状態にならうかと思ひます。

○丸谷金保君 大変難しいんですが、当該訴訟の対象になつた方々、そこまではわかるんですが、しかし、同じような状態で同じ訴訟をすれば同じ結果が出るのが明らかなのに、何回も何回も訴訟はしませんわね。同様な人から訴訟があれば同様の結果が出ますわね、同じ状態で同じような年月不作為の状態が続いたということになれば、だから、これは今局長さんの言われたように、当該訴訟のものだけじゃないんじゃないですか。どうなんですか。

○政府委員 批田田助君 法律的には、やはり判決の効力の問題でございまして、当該具体的な事案の当事者間の問題に限定されると思ひます。ただ、同種の事案についてどうかということになりますと、これはその同種の事案を抱えております行政庁の方がどう受けとめるかという行政庁の姿勢の問題であらうと思ひます。

○丸谷金保君 大臣、その姿勢についてお伺いしたいと思ひますが、この判決を同種の人たちに対して行政庁がどう受けとめるかという姿勢についてお答え願ひたい。

○國務大臣(上田樞君) 違法判決を受けまして私どもはその責任の重大を痛感をしてございまして、認定業務の促進をひとつ国と県とが一体になりまして積極的に取り組まなければならぬということ、検診、審査体制というものの強化をお図りをさせていただきます、充実に図つて各般の施策を講じてきておるのでございまして。

ところが、いろいろ判断の困難な事例がやはり相当増加をいたしております、また、一時期見られなかつた一時期におきましては申請者の急増

ということがございまして、また検診拒否運動などが行われまして検診体制が十分に働いておらないというようなこと等におきまして、残念ながら思うように推進ができていない状態でございます。環境庁といたしましては、申請者の理解を十分に得て、そして最大限の努力をいたしまして推進をいたしたいということと今やっておりますところでございます。

○丸谷金保君 それで、一生懸命やつてゐるけれどもなかなか進まないということの一つに、お医者さんの問題があると思ふんです。

これは厚生省にお伺ひいたしますが、熊本県は昔から医大なんかもあつて、ちようだいたした資料によると、全国でも十一番目というふうな全国平均よりも非常に高いお医者さんの数を持つてゐるわけですね。しかし、このお医者さんたちがみんな応援して認定業務をやるといふようなわけにいかないんですか。

○説明員(古川貞二郎君) お答えいたします。

水俣病に係りますところの認定業務の促進につきましては、先生御案内のように五十二年に關係閣僚會議の申し合せがございまして、これを踏まえて私も厚生省といたしまして、これを踏まえて熊本県の検診業務に地元国立病院の医師を参加させる、これは国立熊本病院と国立療養所の菊池病院でございまして、参加させるというふうなことのほかに、また、県外の申請者のための検診機関を近畿地区あるいは名古屋の中部地区に設けるというふうなことで、検診の体制の確保ということに關しまして御協力を申し上げてきたわけでございまして、今後とも十分努力してまいりたい、こう考へておるわけでございまして。

○丸谷金保君 熊本の国立病院、厚生省のあれですね、あそこのお医者さんが何名いて、そのうちこの認定業務を応援してゐるお医者さんは何人おられますか。

○説明員(古川貞二郎君) 国立熊本病院と、それから国立療養所菊池病院では、合わせてまして四名の医師がこの検診業務に携わつてゐるわけござい

います。

なお、国立療養所菊池病院の医師の数はちょっと今詳細承知しておりませんが、国立熊本病院で四十名程度だと思っております。

○丸谷金保君 これはもう少し応援するお医者さんの数をふやすわけにはいかないんですか。

○説明員(古川貞二郎君) この両者につきまして、耳鼻科と、それから精神神経科のお医者様が携わっておられるわけですが、水俣病という疾病の特性ということである程度の制約はあろうかと思うわけでございますけれども、今後ともそういった検診の充実ということについての協力方につきまして検討してみたいと思っております。

○丸谷金保君 大臣、促進するように努力すると言いますが、現実は今お答え願ったように、国の応援体制というものはたつた四人なんです。お医者さんがそろわなかったら、認定業務を促進すると言つたつて一番大事なところでできなくなるんじゃないですか。その点について、大臣はひとつ厚生省にも少し応援体制を頼むというふうなことにはいかないんですか。

○国務大臣(上田徳君) ただいまの、検診の促進をしない—しないというか、検診の隘路と申していいところでございますが、その隘路は、現在では、お医者さんの数というよりもむしろやはり検診を受けていただけるような説得力といえますか、そういったようなことに私は今あるということでございます。したがって、患者さんの御家庭の御都合がいろいろございまして、お体の御都合があつたりいたしますので、その御都合のいいときを選んでやらしていただくというところになかなかうまくいかないというところがあるようにございます。

したがって、そういう点を解消をしていくというところで県と国とが力を合わせまして今やられていただいておりますところであり、また診療体制や認定業務につきましても、寝たきりの方々等に対しては検診を受けていただけるようにその点はお医者さんをふやして、また機械もふやしてお

るところでございます。もしお医者さんの不足ということにより認定業務がおくれているということになりましたら、これはもう厚生省の方にもお願いをいたしまして、これは早速お助けをいただくようにやらしていただきたいと考えております。

○政府委員(長谷川慧重君) 先ほどの答弁を少し補足させていただきます。

私もこの方で、熊本県の検診センターにおきまして検診の確保の状況でございますけれども、常駐していらっしゃる先生は一人でございますが、それ以外に関係機関等からいろいろな形で応援をお願いしているわけでございます。

五十九年度の数字で申し上げますと、神経科、内科、眼科、耳鼻科、精神科、小児科、整形外科というぐあいに各科にまたがっているわけでございますが、総数で四十名の応援をいただいております。その中には、先ほど厚生省の方からお話ございました国立病院等からのお医者さんが四人、それから熊本大学、鹿児島大学、大分大学というぐあいに近隣の関係大学からの応援をかなりいただいているわけでございます。特に熊本大学からはおよそ二十名ぐあいの先生がこの検診センターの検診に応援に来ていただいておりますというふうなことで、それ以外に周辺の病院等からも応援をいただいております。そういう面では、現状、関係方面の御理解、御協力を得ながら検診を進めておるといふことでございまして、そういう面でも、現段階においては医師不足による検診のおくれというものはそうないものというぐあいに理解いたしております。

○丸谷金保君 これどの新聞も同じような取り上げ方しているんですが、「審査、もっと早めて」「増える解剖認定」。しかし実際には五千近くがまだ未処分で、「申請者の増大に、検診、審査が追いつかず処分が大幅に遅れているのが現状だ。」こういうふうな昨年の暮れの各新聞、朝日、読売、毎日、そうすると、こういう新聞の記事はでたらめですか。医者の数は大丈夫だと言うけれど、この記事はみんなそういうふうな書き方しているんですよ。

だから私はお医者さんが少ないんじゃないかと思つたら、お医者さんはいんだと。それぞれ大新聞が責任持った記事だと思つて。みんなそう書いています。検診や審査が追いつかずと、これはどうなんですか、お読みになつていただいましょう。新聞社に抗議しましたか、この記事うそだと言つて、あなたたち。

先ほど御説明しましたように、現在百五十人検診、百三十人審査体制を進めるといふことにおきまして、検診センターにおきましては関係方面の御協力を得ながら医師の確保といふことか、検診体制の整備に努めておるところでございます。その中におきまして、新聞等にもございまして、診療科目が非常にまたがっております関係から、時と場合によりましてはそういう診療科によるお医者さんがたまたまいないということでおくられるということもあり得たのじゃないかなというぐあいに思っております。

そういうことで、私も、医師の確保にあわせてまして検診計画といふものを詳細にいたしますか、申請者の方々に御迷惑がからぬよう形を組むようにというぐあいに常時配慮いたしておるところでございますけれども、そういう事例があつたということにつきましては、今後そういうことのないように十分医師の確保といふことと、検診に際してはさらに配慮いたしまして、その調整についてはさらに配慮いたしまして、そういうことのないようにしてまいりたいというぐあいに考えております。

○丸谷金保君 これから後はないということをはわかるんですが、私の言っているのは今までのことを聞いています。お医者さんが少なくてもこんなにたまってきているという、この新聞各社の記事というのはいくらですかと聞いています。

す。あなたたちも読んでいます。これ、毎日、朝日、読売、この記事がうそですかと聞いています。これからどうこうということ聞いています。具体的な言いますか。この審査会というのは十人の医師で構成されています。これをもう一つ十人の医師で構成される審査会をつくらば倍進むじゃないですか。十人の医師で構成しているこの審査会に諮つてということ、パイプが一つしか通るところがなければ、五人詰まっているのが百三十人ずつやつたつて何年かかります。

〔理事山東昭子君退席、委員長着席〕
それでお医者さんが不足はしてないんだということになると、この新聞はうそだということになるんだ。具体的に書いています。新聞の記事の中心では、どうなんですか。どっちが本当なんです。

○政府委員(長谷川慧重君) 現在、月間百五十人検診、百三十人審査体制という形で、先生お話がございましたように審査会の委員も十名という形で構成して業務を行っているところでございますが、まず当面、現在持つております機能といふものを十分に發揮できるようにしてまいりたい。十分に検診を受けていただくまで持つていきたい、それをまず持つていくことが先決であろう。その後におきまして、より以上にたくさんの方々が検診を受けられる、あるいは審査もどんどん進んでいくというふうな事態になりました場合におきましては、先生からお話ございましたようなことを、先行きの問題であろうかもしませんが、そういう面におきましては、さらにまた関係方面の理解なり協力なりを得てさらに充実強化を図つていく必要があるだろうというぐあいに考えておるところでございます。

○丸谷金保君 審査を受けられない人がいるというふうにあなたは問題をすりかえるけれど、現に申請

している人が五千人もたまっているんでしよう。審査を受けない人のことではなくて、たまっている人をどうするかという話を私はしているんです。

○丸谷金保君 同じ話を厚生省とするにしても、

やんわりと強くか強くいくかで、大分、それは強くやつてもらえますか。強硬に話し合っていたら、強硬というのはいくらもあれだろうけれど、

○丸谷金保君 それから、今度は農林省。水俣病患者が、四十八戸、自分たちは被害者だと、だから被害者が加害者になっちゃいけないというので無農薬の栽培のグループをつくって始めたんです。これはこの間大臣にもお見せしたんですが、食べていただけたかどうか、大分古くなつたんであれですが、その水俣病の患者がやつている、それに対して農林省は何か補助措置なり何なりで応援しておりますか。

○丸谷金保君 同じ話を厚生省とするにしても、

やんわりと強くか強くいくかで、大分、それは強くやつてもらえますか。強硬に話し合っていたら、強硬というのはいくらもあれだろうけれど、

○丸谷金保君 同じ話を厚生省とするにしても、

やんわりと強くか強くいくかで、大分、それは強くやつてもらえますか。強硬に話し合っていたら、強硬というのはいくらもあれだろうけれど、

○丸谷金保君 同じ話を厚生省とするにしても、

やんわりと強くか強くいくかで、大分、それは強くやつてもらえますか。強硬に話し合っていたら、強硬というのはいくらもあれだろうけれど、

やんわりと強くか強くいくかで、大分、それは強くやつてもらえますか。強硬に話し合っていたら、強硬というのはいくらもあれだろうけれど、

○丸谷金保君 同じ話を厚生省とするにしても、

やんわりと強くか強くいくかで、大分、それは強くやつてもらえますか。強硬に話し合っていたら、強硬というのはいくらもあれだろうけれど、

○丸谷金保君 同じ話を厚生省とするにしても、

やんわりと強くか強くいくかで、大分、それは強くやつてもらえますか。強硬に話し合っていたら、強硬というのはいくらもあれだろうけれど、

○丸谷金保君 同じ話を厚生省とするにしても、

やんわりと強くか強くいくかで、大分、それは強くやつてもらえますか。強硬に話し合っていたら、強硬というのはいくらもあれだろうけれど、

○丸谷金保君 同じ話を厚生省とするにしても、

やんわりと強くか強くいくかで、大分、それは強くやつてもらえますか。強硬に話し合っていたら、強硬というのはいくらもあれだろうけれど、

○丸谷金保君 同じ話を厚生省とするにしても、

やんわりと強くか強くいくかで、大分、それは強くやつてもらえますか。強硬に話し合っていたら、強硬というのはいくらもあれだろうけれど、

○丸谷金保君 同じ話を厚生省とするにしても、

やんわりと強くか強くいくかで、大分、それは強くやつてもらえますか。強硬に話し合っていたら、強硬というのはいくらもあれだろうけれど、

○丸谷金保君 同じ話を厚生省とするにしても、

やんわりと強くか強くいくかで、大分、それは強くやつてもらえますか。強硬に話し合っていたら、強硬というのはいくらもあれだろうけれど、

○丸谷金保君 同じ話を厚生省とするにしても、

やんわりと強くか強くいくかで、大分、それは強くやつてもらえますか。強硬に話し合っていたら、強硬というのはいくらもあれだろうけれど、

○丸谷金保君 同じ話を厚生省とするにしても、

やんわりと強くか強くいくかで、大分、それは強くやつてもらえますか。強硬に話し合っていたら、強硬というのはいくらもあれだろうけれど、

○丸谷金保君 同じ話を厚生省とするにしても、

やんわりと強くか強くいくかで、大分、それは強くやつてもらえますか。強硬に話し合っていたら、強硬というのはいくらもあれだろうけれど、

○丸谷金保君 同じ話を厚生省とするにしても、

やんわりと強くか強くいくかで、大分、それは強くやつてもらえますか。強硬に話し合っていたら、強硬というのはいくらもあれだろうけれど、

○丸谷金保君 同じ話を厚生省とするにしても、

やんわりと強くか強くいくかで、大分、それは強くやつてもらえますか。強硬に話し合っていたら、強硬というのはいくらもあれだろうけれど、

○丸谷金保君 同じ話を厚生省とするにしても、

やんわりと強くか強くいくかで、大分、それは強くやつてもらえますか。強硬に話し合っていたら、強硬というのはいくらもあれだろうけれど、

○丸谷金保君 同じ話を厚生省とするにしても、

やんわりと強くか強くいくかで、大分、それは強くやつてもらえますか。強硬に話し合っていたら、強硬というのはいくらもあれだろうけれど、

○丸谷金保君 同じ話を厚生省とするにしても、

社の方に移し、そちらの方に設備投資も余計やり、主力がそっちに行くことによつて最終的にチツソ自体が計画倒産というふうなことになるか、ねないんじやないですか。そういう点については通産省はどうなんですか。おたくはチツソに応援をしていこうのは一体どのくらい、どういう応援をしていこうんですか。

○説明員(高島重君) 先ほど来申し上げておりますように、チツソの経営基盤が盤石になりますと、それが円滑な補償金支払いにつながるわけでございますから、チツソが全体といたしまして収益の生まれるような玉を見つけ、そしてそれに我々が支援をしていくということではなからうかと思っております。

一つは、新しい分野に出ます場合に、政府関係機関、政府金融機関から低利の金を貸すということとで我々は応援しているわけでございます。また、幾らチツソが一企業といたしまして努力いたしまして、チツソの主力分野でございます石油化学工業が非常に苦しい構造の不況の中になつても低迷してございまして、個々の努力ではどうしようもないこととございまして、通産省といたしましては、この石油化学工業全体をどうやって経済的に自立できるかということとで政策的に推進をしております。具体的には、現在適剰になつております設備を処理いたしまして、もう少し少しい肉を落とした格好で石油化学工業全体が収益が生まれ、長期的にも自立できていくように種々の対策を講じているわけでございます。

○丸谷金保君 時間が参りましたので、まだこのほかに、実は運輸省にもおいていただいて、水俣湾の堆積した汚泥処理の問題、これが六十四年までかかると。そういうふうな問題等もいろいろ残っております。これらにつきましましては、ひとつ長官の方でこれらが万遺漏なく進むように運輸省の方とも話を進めていただきたい。非常にこれ時間がかかつて、十五年くらいかかるんでしようか、というふうなことと。環境庁自体のおやり

になることもさることながら、水俣病の問題一つとつても、各官庁にわたつて進めなければならぬ問題が山積していると思つて。窓口として環境庁がひとつそれら各官庁との調整についても強く頑張つていただくことを要請して、質問を終わりたいと思つております。

最後に長官の決意をひとつ。
○國務大臣(上田徳君) 水俣病につきましては、これはもう公害の原点でございますし、また環境行政の一番重要な課題でございますので、これを強く認識をいたしまして進めておるのでございまして、関係各省にも関係閣僚会議によりましてお願いをいたしておるのですが、早くこの処理をしていかなければなりませんので、その点については強くお願いをいたしまして、そうして対策を強力に推進をしております。ただし、被害が起らないように処理をいたさうとお願ひをいたしたいと考えております。

○飯田忠雄君 最初に、水俣湾とか八代海における漁業の事情についてお伺いをいたします。新聞記事によりますと、現在水俣湾は禁漁区になつておつて、網を湾の外に張つておる、だから漁師は漁場を失つて、そこで汚染された魚をとつてこれを県に買ひ取つてもらつておるといふことが書いてございます。ところがその一方、水俣市で市販されておる魚を調べてみたところが水銀汚染の実情が明らかになつておる、こういう記事もあるわけでございます。

そこで実態はどういうことになつておるのかというところをお尋ねするわけでございますが、水俣湾とか八代海において漁業行爲または漁獲行為は禁止されておるのかい、このことについてお願ひいたします。
○説明員(入澤肇君) お尋ねの件でございますが、漁業法では、例えば第六十五条におきまして、漁業取り締まりその他漁業調整のために必要があるときは、農林水産大臣または都道府県知事が省令または都道府県漁業調整規則で水産動植物の採捕制限、禁止等を行うことができるというふう

うに定められておりますけれども、あくまでもこれは漁業取り締まりあるいは漁業調整というふうな目的が限定されておまして、その観点から採捕禁止、採捕制限を控えておるわけでございまして。したがって、水銀に汚染された魚介類の採取による人の健康被害、こういうふうなことを防止するために漁業法を援用して採捕禁止ということはやつていないわけでございます。

○飯田忠雄君 どうも今私の耳が悪いのではつきり聞き取れなかつたんですが、漁業取り締まりの法令は現在出されておるんですか。
○説明員(入澤肇君) 自主規制をやつておりました、熊本県におきましても都道府県漁業調整規則というものが制定されておるはずけれども、それはあくまで漁業調整という観点からの規則でございます。汚染された魚をとるとかとならないということについては規定されておりません。

○飯田忠雄君 現実には汚染された魚が町で売られておるといふのが事実であるといいたしまして、そういうことがないようにするための措置がとられなきやならぬのですが、これは法律を出すのは厚生省でしょうか、環境庁でしょうか。そういうことも御研究の上の法的措置はどうなつておりますか。
○説明員(玉木武君) 熊本県衛生部におきまして、熊本県内の市場流通段階の魚介類につきましては、昭和五十七年度では四百七十八検体、五十八年度では四百八十検体の水銀検査を行つておりますが、すべて暫定的規制値を下回つておるといふような報告を受けております。

それで、食品衛生法関係では、現在、食品衛生法第七條で規格、基準の設定を行うことができることになつておるわけでございますが、その第七條を受けて、暫定的な規制値を設けて魚介類の流通を自主的に制限していただいております。このようにやつておるわけでございます。
○飯田忠雄君 これは二年前の情報だから古いかもしれませんが、朝日新聞の水俣版の五十六年十月十九日の新聞ですが、それによりますと、熊本

県の衛生部が発表したものとして、その年の二月に水俣市内の鮮魚店で買ったカサゴから総水銀一・九三九ppm、メチル水銀〇・五五〇ppmが検出された。そのほかの魚からも出ておるが、それは皆、規制値であるところの、総水銀の場合〇・四ppmが規制値であり、メチル水銀は〇・三ppmが規制値であるが、その規制値よりもはるかに超えたものが検出された、こういうことが載つておりました。

それで、今あなたがおつしやつた県からの報告というのは何年何月の報告でございますか。
○説明員(玉木武君) 先ほど申し上げましたように、昭和五十七年度、それから昭和五十八年度熊本県内で調査した結果によりますと、暫定的規制値を下回つておつたという報告を受けておるわけでございます。

○飯田忠雄君 それよりも少し前の状況がそうでないという県の報告があるんですが、その報告は厚生省に来ておるんですか。
○説明員(玉木武君) 昭和五十五年度では一検体、それから昭和五十六年度では三検体、メチル水銀の〇・三ppmを上回つたものが見つかつております。

以上でございます。
○飯田忠雄君 そういうものが来ましたときの対策ですが、どうして最近のものが減つたのか、減るには理由があるはずですが、どういう対策をとられて減つたということになりますか。
○説明員(玉木武君) そういうものが見つかつた場合には、どういう漁場から捕獲されたものが市場に出回つておるのか、いわゆる食品衛生の監視を徹底させまして、そのような魚介類が市場に出回らないように指導してまいつてきておるわけでございます。
○飯田忠雄君 もう少し具体的に、何年何月にどういうことをやり、年に何回、一月に何回行つたかというふうでないと、個々の一つの例を散発的に取り上げておやりになつても、現在の危険状態がなくなつたという証明にはならぬわけですね。

どうですか。

○説明員(玉木武君) 現在のところ、先ほど何度も申し上げておりますように、五十七年、五十八年度ではまずそういう規制値を上回るものが出なかつた。これは先ほど申し上げましたように大体五百検体調査をいたしております。この五百検体という数字は、昭和五十年以降では一番多くの検体を取りまして検査した結果でございます。我々として、五十七、五十八と五百検体近くのものを取りまして検査した結果まず暫定規制値以下であるというようなこともございまして、まずまずの監視体制はとられておる、このように考えております。

○飯田忠雄君 厚生省でやりになっておることを聞いていますと、それは魚をとつてきて陸上に出がっておる段階のものを取り上げて検査しているという状況でございます。そのもとを絶つということをしております。海でとることを禁止すれば、一遍に片づくことを、とらしておいてそれを調べるということではどこに危険が紛れ込むかわからないでしょう。

私が最初お尋ねしましたのは、海で魚をとるということ制限する、そういう法措置をおとりにならないのかということをお尋ねしたんですが、どうですか。

○説明員(玉木武君) 食品衛生法では、漁獲の禁止をするということはこれは困難でございます。一応汚染されている地域を決めて自主的な捕獲制限をお願いする。また、その問題につきましては水産庁サイドでも御努力をいたしております。このように理解いたしております。

○飯田忠雄君 水産庁にお尋ねをすれば、漁業調整上それはできない、それは水産庁の任務じゃない、こういうお答えです。厚生省にお尋ねすれば、それは厚生省の任務でないと。そうすると、一体これは政府の任務になるとこの省の任務になることになるでしょうか、お尋ねいたします。環境庁でしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 法律的に言えば、所管

の問題になればこれは内閣等で調整すべき話かもしれないが、便宜お答えいたしますと、現在の法制度とすれば、販売禁止をすれば一応目的を達成するというようなところから食品衛生法の体系ができておるわけだと思ひます。例えば、これはホビーとして魚を釣るというようなことを禁止する必要はないか、こういうところから現在の仕組みができておるわけでございます。採捕禁止はあくまで漁業法上は資源保護、こういう観点からだけ採捕禁止をする。後は販売禁止をすれば一応国民の健康の保護の上では問題ない、こういうような観点から現在の法制度ができておるのではないかと、かように判断してございまして。

○飯田忠雄君 毒物が搬入されるのを禁止してありますね、法律で。麻薬の場合もそうです。そういう人命にかかわるようなものについては日本の国に入れないという法律さえあるのに、海の上でそういう危険なものがあるのをお上に上げるということをやせ禁止できないのか。これは当然起る疑問でございます。

こういう国民の生命をむしばむようなそういう毒物を上げない、つまり魚をとらせないということが必要でしょう。現在そういう制限法規がないために、水俣湾の網を張つてある中で一本釣りが行われているという情報があるんです。魚をとるんです。これは漁業組合に入っていない漁師あるいは一般の人が船を持ちまして魚をとる。とつた魚は自分は食べない、危険だから。売らんです。そういう事実があるということをお尋ねしておりますが、そういう点についてお調べになったことがございますか。また、そういう問題を法規制する必要がないとお考えなのかどうか、お答え願います。

○説明員(玉木武君) 御指摘の点十分理解できるわけでございますが、食品衛生法の関係では、販売ができないというような形をとつておるわけでございます。いわゆる漁獲する段階のものはその食品衛生法の範疇に入らない。市場に流通する

場合に販売を禁止させるというような形になってまいりますので、そういう形をとりますと、まさにとつても売れないということが期待できるというような形で運用いたしております。

○飯田忠雄君 どうもそれは人間の欲望をないものという、神様と考へた御議論がおかしいのです。それで、海の上の話ですから、海の上のあらゆる法律を励行するのが海上保安庁であります。したがって、海上保安庁ではこの問題をどう考え、どう取り締まりを行つておられるかお尋ねいたします。

○説明員(吉田孝雄君) いわゆる行政事犯に属するこのようなもの取り締まりにつきましては、それぞれ関係します行政機関とも十分に連携をとつて取り締まりをするのが当庁の基本的な姿勢でございます。

御指摘の汚染魚の取り締まりの件につきまして、当庁としても関係の行政当局に問い合わせをしておりますが、先ほど来の御議論のとおり、現在のところ取り締まるべき法令がないというやうな現状でございます。したがって当庁としても現在のところ取り締まりを実施してございせん。

○飯田忠雄君 取り締まり機関が取り締まれないやうな情勢をつくつておるといふことは、これはやはり政府全般の責任ではないか。やはり閣議でも開いてどこでやるのか決めていただいで、取り締まり法令をつくつていただかないかと思ひますが、この点について環境庁長官いかがお考えでしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 一応私からお答えいたしまして、さらに大臣から最終的に政治的な観点を含めてお答えいただきます。

私からお答えするべき性質の話かどうかでございますが、せっかくの御質問でございますのでお答えいたしますと、先生まさに法律についてはお詳しいので釈迦に説法でございますが、特定の行為を禁止するというのは国民のいわば自由を束縛

するわけでございます。やはりその目的との関係で必要最小限にとどめられるべき性質の問題であらうというふうにご考へるわけでございます。例えば化学物質等につきましては非常に有害な物質いろいろあるわけでございますが、これは、例えば非常に残留性が高いとかいうような、害悪が非常に広範に及ぶような可能性のあるものについてはこれは製造について許可制がとられております。さらに、製造は自由であるけれども、その流通過程について一定の資格の要件のある者でなければ扱えないような毒劇法というような法律が用意されておるわけでございます。

それと同じように、漁獲等の行為につきましても、やはり行為の禁止というのには必要最小限にとどめられるべきであるというふうな観点から、例えば資源保護とかというふうな観点から漁業法あるいは水産資源保護法等で必要な規制措置が加えられているわけでございます。確かに先生の御意見は、かつて三十四年当時、特別立法によつて漁獲を禁止せよという地元からも非常に強い要望があつたことは私も承知しているわけでございます。一つの御意見であらうかと思ひますが、現在の段階では、食品衛生法の体系とすればまあ販売禁止だけで足りるのではないかと、かようなところから政府としては関係各省集まりまして自主規制措置ということを行政指導いたしているわけでございます。かような考えであることについて御理解いただきたいと思います。

○飯田忠雄君 そういうことでありますと、もう魚一匹一匹について毎日一刻一刻お調べにならないか、そういう面倒なことをおやりになるかわりに、とられるのを禁止したらいいんじゃないかということをお尋ねしてはいるわけでございます。

この問題について長官の意見をお伺いする前に、漁のしゅんせつの問題について先ほど同僚議員からもちよつと話がありました。ヘドロが随分たまっておるといふ話ですが、これはどうい

状況でしゅんせつなさっておりますか。

○政府委員佐竹五六君 水俣湾につきましては、チツソ工場の排水によりましてヘドロが堆積されていることは御指摘のとおりでございます。これにつきまして、四十八年に環境庁の指導のもとに総点検をやりまして、四十八年に高濃度の水銀が含有されているところから、そのヘドロの除去をいたすことといたしたわけでございます。

事業のやり方といたしましては、熊本県を事業主体といたしまして、運輸省第四港湾建設局を施行主体といたしまして五十二年十月に着工され、五十七年度までに仮締め切り堤、それから一工区の護岸及び余水吐きが完成いたしました。五十七年度末から五十八年度の初めにかけまして試験しゅんせつが行われたところでございます。試験しゅんせつにより工事の安全性等が確認されましたため、五十八年六月から本しゅんせつにかかりました。五十八年度には埋立地の表面処理等を残しまして一工区のしゅんせつを終了することとしております。本年度は、前年度に引き続き二工区の護岸工事等が行われる予定でございます。全体の工事の完了は六十四年度を目途といたしておるわけでございます。

本しゅんせつ工事につきましては、地元住民からその安全性に疑問がありまして工事差し止めの仮処分が提起されたところでございます。この点につきましては、裁判所側から、一応現在の工事の進め方で安全性に問題なしということと訴えは却下されたわけでございますが、環境庁といたしましては、関係省庁とも相談しながら、工事の安全性につきましては、安全な上にも安全、慎重の上にも慎重な態度をとって進めるべく現在進められているところでございます。

○飯田忠雄君 今のお話ですと、しゅんせつも十分できていない、水銀を含んだヘドロがいつぱいたまっています。それを魚がやっばり食べているんですね。網を張っておりますも小さい稚魚が入り入りするそうですよ、網の間から。魚は、出入り

しましてヘドロの水銀を食べて外へ出て大きくなつていくんですが、その水銀は赤ん坊のあれにはたまらぬのですかね。やはりたまるといふ。そうなりますと、ヘドロも十分取つていない、魚をとつてはいかぬという規則もない、そうしておいて、陸上で上がつてきたら検査すればいいんだと、そういうことで本当にこの危険なものを防止できるかということには非常に疑問があるんでございます。

聞くところによると、取り締まり法令をつくるのと漁業補償を言うてくるので、漁業補償をするのは困るから取り締まり法令はつくらぬんだと、こういうことを私は聞いております。人命尊重という点と、チツソが漁業補償を払うという問題と、これはてんびんにかけてどちらを重要視するべきかということなんですが、どうでしょうか、この点について総合的なひとつ長官の御意見お伺いしたいと思います。

○国務大臣(上田徳吉) お答え申し上げます。ただいま局長の方からいろいろと水俣湾のしゅんせつの問題を申し上げたのでございますが、この水俣湾の今非常に水銀で汚濁された底質でございますけれども、それが水俣湾の中に今たまっておりまして、これをやはり除去して、そして魚が体内に水銀をためないような、そういうような湾に変えていかなくちゃいけない、こういうことからその除去工事を行つておるのでございます。現在におきましてはそれが進行中でございまして、湾の外海とのところには、湾内にたまっておる水銀が流出していくかいかないかその水質を調査をいたしまして、流出していかないという状態において工事を行つておるのでございます。

そういうことでございまして、この工事の進行中は魚をとらないようにということで、御近所の方にも、御近所といいますが、湾内の水俣の方にもその他の方にも一応申し上げておまして、とにかくとらないようにということで自主規制をさせていただいておるのでございますけれども、この工事が完了いたしました水銀を多く含んだ底質

がなくならないと、これはそういう規制を解除するということに相なつて、もちろん調査を十分してございませうけれども解除をする、こういうことに段取りとしてなつていくと思つてございまして。

今現在、それを食べてどうもひどくなられる方があるんじゃないかという心配でございますけれども、これは厚生省の方でその販売しておる鮮魚そのものを調査をいたしまして、そしてそういう鮮魚がないかどうかということについては取り締まりをいたしておるのでございまして、そういうことでございまして、今のところでは、水俣湾の外に出ています魚、大きい魚も小さい魚も込めてでございますけれども、心配のないという状態になっておりますので、そういう規制を湾外にはしておらない。湾内では、水銀を前に食べた魚がまだおるといふようなことも考えて自主規制をいただいております。

○飯田忠雄君 今長官のお話で、最近食べておるかどうかということも調査しておるといふようなふうにお聞きしたんですが、最近新しく発病した患者というものはおるかどうか、年月日、例えば、四十三年に政府見解が出ましたが、その後の発病状況で五十年以降に発病した者がおるかどうか、そういう点いかがでございますか。それがなければ安心なんです。

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。手元に今正確な資料がないので数字的なことは申し上げられませんが、先生お話のございましたように、五十年以降に新たに発病した人がいるかいないかというお話でございます。

水俣病につきましては、神経症状といいますが、末梢神経の知覚障害を主症状とした症状でございます。それでは、若し世代におきましては症状が顕現しないというか、他の機能で代償されておつて症状がなかなか見えなかったというような方も

おられるわけでございますが、年齢が高まつてくるにつれてそういう面での症状が顕在化するといふんですか、見えやすくなつてくるというふうな方もいらつしやるわけでございまして、そういう面でも、多角的にといひますか、そういう症状が出たのをとらえる時点が人によつては早い時期の方あるいは遅い時期の方もいらつしやいます。また一方におきましては、症状の発現の仕方が非常に遅い方もいらつしやるわけでございまして、そういう面におきましては、症状が五十年以降に新しくいわれる発現したという方もいらつしやるだらうというぐあいと思つております。

○近藤忠孝君 この水俣病につきましては、県知事認定業務についてその体制と内容の改善をしていくことが大変重要だと思つて、問題はそれ以前のところにあると思つて、前回私は、棄却が多い、死んで解剖しなければ認定されない、その解剖自体も危惧状況にあるということを指摘をしたんですが、きょうは、認定業務、またはこれに対する不服申立ての審理の基本にある問題について質問をしたいと思います。これからの質問は、時間が余りありませんので端的に質問しますので、抽象的な答弁は要りません、具体的な答弁をお願いしたいと思います。

それと、これは環境庁からいただいた資料によりますと、水俣病認定申請棄却処分に係る不服申立ての問題ですね。旧法に基づく請求件数は五百九十九件、これに対して取り消し、要するに棄却処分が誤りだと認めたものが十一件、棄却あるいは却下、これが百五十六件、取り下げ二十三件、未処理が四百九件、それから新法になりまして、請求件数三百六十五件、取り消し四件、棄却百二十七件、取り下げ四十一件、未処理百九十三件、これも全部環境庁の問題ですね。

これを前提にしてさらに次の問題、これもそれらの資料ですが、旧法に基づく不服申立ての処理状況は、今申し上げた四百九件中、申請後五年

おられるわけでございますが、年齢が高まつてくるにつれてそういう面での症状が顕在化するといふんですか、見えやすくなつてくるというふうな方もいらつしやるわけでございまして、そういう面でも、多角的にといひますか、そういう症状が出たのをとらえる時点が人によつては早い時期の方あるいは遅い時期の方もいらつしやいます。また一方におきましては、症状の発現の仕方が非常に遅い方もいらつしやるわけでございまして、そういう面におきましては、症状が五十年以降に新しくいわれる発現したという方もいらつしやるだらうというぐあいと思つております。

は、その後の症状の変化ということが今の説明だったわけですね。

そこでちよつと確認しますが、我々は新次官通知というのは後退だということとずつと議論をしてきて、それに対して環境庁側は同じなんだというんですが、きょうはその問題は別にしまして、この新次官通知について、その前提となつてきた、その少し前の企画調整局環境保健部長の「後天性水俣病の判断条件について」という通知がありますね。それによりまして、感覚障害、運動失調等々幾つかの症状を挙げて、それが全部出なくてもいいんで、幾つかの症状の組み合わせがあればいいということで、第二項の(2)のAからEまでそれが列記されていますね。だからこれはそれに当たればいいんじゃないか。だから、水俣病と認定されるためには一つは暴露、それから本人の水俣病と見られる訴えが存在する、そしてあとはいくつかの症状の組み合わせということではないかと思ふんですが、まずそれだけ簡単に確認しておきます。

○政府委員(長谷川慧重君) 先生から御指摘ございました五十二年七月の環境保健部長通知でございますが、先生からお話ございましたように、「有機水銀に対する曝露歴」、それから「次のいづれかに該当する症状の組合せ」ということで部長通知で示しているところでございますが、これらの症候あるいは暴露歴といいますが、これらに、高度な学識と豊富な経験に基づく先生方のお集まりの場で総合的に判断をして、個々の申請者につきまして水俣病であるかないかの判断をしておるといふことでございます。

○近藤忠孝君 ところで、先ほど私が名前を挙げた五人のうち、村上福松さんと鈴木イチさんについて、ことし一月三十一日に、上田長官の恐らく初仕事かもしれませんが、裁決がありましたね。要するに原処分は適法だったというんですが、これを見てみますと、最後の「判断」のところ、いずれも暴露歴があること、それから水俣病に見られることのある自覚症状を訴えているというこ

とを認め、その後こう言っています。「一方、同人の処分時の症候については、感覚障害、視野狭窄、眼球運動異常及び静止時振戦が認められ聴力障害が疑われる。」そして村上さんの場合には運動失調が疑われる、こう言っているんですね。となれば、私たちは後退したと思つている新次官通知によつても、先ほど申し上げた運動失調が疑われても、平衡機能障害あるいは求心性視野狭窄が認められればいいんだというんです。これは現に認められているんです。ところがこれを棄却ですね。

だから、先ほど部長は、その後新たな症状の変化で最近認定されたんだと言つただけでも、大体我々後退したと思つている新次官通知の基準に合致しているやつ、それを最近棄却したじゃないですか。一体これはどういうことなんですか。それから鈴木イチさんについては、これははつきりと運動失調は認められているんです。こういう場合、これは明らかにアからエのうちに完全に合致するんですよ。それをその後また典型的な感覚障害じゃないとか、余計な条件つけちゃったんですか。新次官通知さえ守っていないじゃないですか。一体これはどういうことなんですか。先ほどの部長の答弁は、その後の症状の進行によつて認められたと、とんでもないことです。もともと患者だったんだ、これは。

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。 感覚障害に関する御意見の違いではなからうかなというように思つておられますが、私も、有機水銀によりまして水俣病に見られます感覚障害と申しますのは、先ほどの五十二年七月の部長通知にも書いてございますけれども、「四肢末端ほど強い両側性感覚障害」、これが水俣病に見られます感覚障害でございます。こういう感覚障害でありますればそれは感覚障害が認められるというところになるかと思つておられますが、先生が例示されましたお二人の方々につきましては、そういう面での感覚障害ではなかつたという

ようなことから、この方々につきましては水俣病ではないという県の処分が妥当であるといひますか、同じ判断で棄却処分をしたということでございます。

○近藤忠孝君 最近この人々が患者と認定されたというのは、今部長が言つた典型的な症状があつたから認めたいんですよ。なければ認めざるはずないんですよ。となれば、当時はそれを十分認識し得なかつたんじゃないですか。それがほかの症状が全部ありながら感覚障害だけがその後発展したと、そんなばかな話はないんですよ。水俣病は全身病なんだからね。水銀の影響があるから既にほかの症状が全部あらわれておつたんです。たまたまその当時感覚障害で今言つたような問題があつたとしても、しかしそれは全体から見れば水俣病だつたんですよ。それがその後感覚障害だけがあなたに言つたような発展するはずないんですよ。全身病なんだから。そういう意味では、大体あなたが出したこの次官通知を守つていないんですよ。

それで、私は、この水俣病の患者の皆さん——時間がないからこちらで言つてしまいますけれども、本当に人間として扱われているらうか。こういうちゃんとして扱われていたらうか。通知がある。それで今まで棄却されていく。多くなつた。しかし考えてみたら、これさえ守つていないんだから棄却されるのは当たり前なんです。受だから棄却されて、わずか一年間でも医療費もらえないんだから。しかもそのことが極貧の状況にある人々にとっては耐えられない。だから、東京におつたんじゃないやな検査拒絶拒否のかわからな

い。これが現状なんですか。 まさに私は、こういう本当に後退した次官通知すら守つていないという環境庁が、延長をして促進なら言つていくけれども、促進なんかできるどころか棄却が余計ふえるだけだと私は思ふんです。こういう批判に対してどうお答えになりますか。

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。 先ほど申し上げましたように原処分主義といふこととございますので、申請のありました時点におきます症状におきまして判断をそれぞれ行つたわけでございますから、先生のお話のお二人の方々につきましては、当初の申請時点におきましては、そういう面での感覚障害がはつきりなかつた、明らかでなかつたということから棄却処分されたわけでございますが、その後病状がはつきりしてまいりまして、そういう四肢末端ほど強い感覚障害があらわれたというようなことから、再申請の結果、審査会におきましての認定というぐあいに処分されたというぐあいに思つておられます。

そのような面でも、私どもできるだけ申請のありました申請者の方々につきましては、その症状を、患者の状態を配慮しながら的確にとらえるべく努力いたしておるところでございますが、今後ともそういうような形に努めまして、できるだけ申請者の方々の病状を的確にとらえるように努めてまいりたい。そういうデータに基づきまして審査会におきましては、それ専門の方々によりまして判断をしていただく。また、その結果におきまして申請者の方々の意に沿わなかつた場合におきましても、症状が加わる、あるいは明らかになつた場合におきましてはさらに再申請をしていただく場合におきましては、もう一度きちつとした検査、審査を行つて、患者さんにつきましては一人でも見落とさないような形の救済といひますか、そういうものについて心がけてまいりたいというぐあいに思つておるところでございます。

○近藤忠孝君 問題たくさんありますけれども、時間来ましたのでやめます。

○委員(橋山篤君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(橋山篤君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより本案の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、自民党提出、衆議院送付の水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

改正案は、昭和四十四年から四十九年の間に熊本県などに認定申請した者で未処分の者が、本年九月三十日を限度として環境庁長官に対して認定申請ができるとしたものを、さらに三年間延長し昭和六十二年九月三十日までできることとするものであります。

臨時措置法施行後の四年間の経過を見ますと、本法の認定率は七十二名中二十名となつていますが、県を含む水俣病認定業務全体として見れば、この法律とセットで出された新事務次官通知発効後の患者認定率は、それ以前の半分以上に大きく落ち込んでおります。このことから、本法律制定を含む当時の水俣病関係関係協の決定の本質が患者切り捨てにあつたことは事実によつて証明されております。

今回の延長は、第一に、対象者が既に約四百三十名と現在の申請者全体の割以下にまで減少しており、改めて延長することは形だけのものにならないこと。第二に、これが依然として悪名高い新事務次官通知とセットである点に変わりはない。さらに、この新事務次官通知で確認されている基準にすら従わない環境庁のもとでは、今後この臨時措置法により事実上反した棄却がふえこそすれ、認定の促進が期待できる根拠は全くないこと。第三に、認定業務は自治体の事務であるという公害健康被害補償制度の大原則を崩したものであること。第四に、棄却された場合、環境庁長官への異議申し立てが却下された後は行政不服審査の道が閉ざされていること。第五に、今回の延長措置は、国や県の怠慢による認定業務のおくれを不作為の違法とした判決及びこの判決に基づき国、県に対し認定待ちの待たせ賃を払えという判

決など、一連の裁判対策と、県や患者に対し国も努力しているとの体裁を繕うためのものであります。

国や自民党が本当に認定業務を促進するというのであれば、まず何よりも環境庁が、環境庁に対してなされた旧法に基づく不服申し立てに対して根拠もなく棄却している事態を強く反省し、旧事務次官通知から大幅後退した現行の新事務次官通知を撤回し、旧通知の精神に沿って進めること、熊本県などの認定審査会に患者を日常的に診療している主治医を大幅に加えて、その機能を拡充強化すること、多くの患者から事実上棄却のための資料づくりと批判されている検査業務の実態や、患者に対する偏見に満ちた検査の姿勢を根本的に改め、患者に十分信頼されるような方法に改善すること、認定申請者への治療研究費支給事業を一年経過のものに限定せず、申請即治療費支給の制度に改めることなどの措置を講ずるべきなのであります。このことをせずに本法律の三年間延長の措置によつては水俣病認定業務の眞の促進とはなり得ないと思われまます。

環境庁がこれらのことを直ちに実施するよう強く要請いたします。自民党提出、衆議院送付の改正案に反対の討論といたします。

○委員長(稲山篤君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(稲山篤君) 御異議ないと認めまます。それでは、これより採決に入ります。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。

〔賛成者挙手〕
○委員長(稲山篤君) 多数と認めまます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、山東君から発言を求められておりますので、これを許します。山東君。

○山東昭子君 私は、ただいま可決されました水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び参議院の会、各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、水俣病患者が一人でも見落とされることのないように、全部が正しく救われるような精神にのっとり、左の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、昭和五十一年十二月の熊本地裁の確定判決の趣旨を踏まえ、認定業務の不作為違法状態を速やかに解消する措置を講ずるとともに、認定業務に関し法の救済の精神を尊重して、患者との信頼回復に努めること。

以上であります。

○委員長(稲山篤君) ただいま山東君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(稲山篤君) 全会一致と認めまます。よつて、山東君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、上田環境庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。上田環境庁長官。

○国務大臣(上田稔君) ただいまの御決議につきましては、その趣旨を体しまして努力いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(稲山篤君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十七分散会

昭和五十九年五月十六日印刷

昭和五十九年五月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〇